

令和7年度 SNS用縦型短編動画の制作・発信業務委託2
仕様書(案)

岡山市 市長公室 広報広聴課

1. 本業務を行う背景及び目的

1.1 業務背景

市では、令和 4 年度から広報媒体の活用方法を見直し、その一環として動画を用いた広報を進めてきた。施策そのものだけでなく、施策と市民との関わりを分かりやすく伝えることで、市民が市の施策を「自分ごと」として捉えるきっかけを作りたいという意図がある。これにより、市の将来像や施策への関心を高め、まちづくりに参加する意識を育てることを目指してきた。

こうした取り組みを通じ、市民と行政が目標や課題を共有しながら、「岡山市に住んでよかった」「働いてよかった」と感じられるまちづくりを進めたいと考えている。

その取り組みのひとつとして、「わかるかわる岡山市」の 3～5 分程度の動画を令和 4 年度から 6 年度までに計 10 本、市の公式 YouTube チャンネルで公開してきた。また、「わかるかわる岡山市」を補完するものとして、市の公式 Instagram アカウントでショート動画を公開してきた。

市民の情報取得手段が多様化する中で、YouTube の長尺動画だけでなく、現在急速に普及が進んでいる縦型の短編動画においても情報発信を強化すると同時に、市が保有する SNS 媒体そのものが持つ情報発信力(フォロワー数など)の強化を図っていく必要があると考えている。

1.2 業務目的

「令和 7 年度 SNS 用縦型短編動画の制作・発信業務委託 2」(以下「本業務」という。)は、市民の情報取得手段の多様化に対応し、短い時間で充実した情報が得られるタイムパフォーマンスの高い発信で、主にスマートフォンを活用する層をターゲットに SNS (Instagram または YouTube) の縦型短編動画を活用して市の施策や魅力についての情報を発信する。

SNS を主に利用する若年層や子育て世代(20～40 代を想定)に情報を伝えられるよう、SNS 媒体ごとのアルゴリズムやトレンドに沿った、市の施策が伝わりやすく、かつ拡散されやすい動画を制作する。さらに、動画広告を活用することで、より多くの市民に市政情報を届けると同時に、市の保有する SNS 媒体の発信力強化を達成することを目的とする。

2. 本業務の基本事項

2.1 適用範囲

令和 7 年度 SNS 用縦型短編動画の制作・発信業務委託 2 仕様書(以下「本仕様書」という。)は、岡山市(以下「委託者」という。)が受託者に委託する本業務に適用する。

2.2 業務期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2.3 業務担当課等

本業務の委託者の担当課は岡山市市長公室広報広聴課とする。

所在地:岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

電話:086-803-1024

e-mail:kouhouka@city.okayama.lg.jp

2.4 協議

(1) 本業務を適正かつ円滑に実施する為、受託者は各々の業務について委託者と常に密接な連

絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ委託者の指示に従い、業務を遂行すること。

- (2) 委託者において必要と認めるときは、作業の変更又は中止をさせることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は両者の協議により定めるものとする。なお、変更による必要な工期は別に定めるものとする。
- (3) 委託者は、作業責任者、主任技術者及びその他の従事者(業務の一部を委任された者、業務の一部を下請けする者を含む。)について、業務の履行又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができるものとする。

2.5 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令・条例等はこれを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則
- (2) その他の関係法令

2.6 品質管理・保証等

受託者は、本業務を遂行するにあたり、適切な品質管理の実施及び品質の保証を行うとともに、必要な企画立案能力・技術的能力の向上に努めなければならない。

2.7 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

2.8 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、委託者の承諾を得なければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 委託作業表
- (3) 作業責任者及び主任技術者届出書

2.9 主任技術者等

本業務を遂行する主任技術者等は、以下に掲げる者であること。

- (1) 主任技術者は、SNSにおける縦型短編動画制作に精通している者であること。
- (2) 作業責任者又は主任技術者は、SNSにおける縦型短編動画の媒体ごとのアルゴリズムなどの仕様に精通し、トレンドなどを踏まえて最適な動画制作や広告の活用方法の提案ができる者であること。

2.10 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わない。

2.11 貸与資料

- (1) 受託者が本業務を実施するうえで必要となる資料のうち委託者が提供することが可能な資料

は、委託者が受託者に貸与するものとする。また、貸与は、主任技術者が受けるものとする。
(2) 貸与された資料は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において、貸与した関係書類は、作業終了後若しくは契約を解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は委託者に返還しなければならない。なお、貸与資料の複製物は適切に廃棄するなど委託者の指示に従った処置を行うこと。

2.12 プロジェクト管理

受託者は、委託者の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また、本業務の目的や委託者の要求するサービスを達成できるように、すべての工程におけるプロジェクト管理(各作業の進捗状況の把握、委託者が見落としがちな要件の指摘、品質レビューの実施、課題・問題点の早期発見と解決策の検討・実施、委託者への迅速な状況報告等)を徹底すること。

プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含みリカバリプランを提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

2.13 作業経過の報告

本業務の実施期間中において、受託者は委託者と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、委託者は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は委託者が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。

2.14 第三者の権利・利益の対象となるものの利用等

- (1) 本業務を実施するにあたり、第三者ソフトの利用が必要となる場合は、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2.15 成果品の著作権について

本業務の実施により完成した映像等の著作権は、本市に帰属するものとし、利用及び複製、再編集は本市において自由に行うことができるものとする。なお、加工・再編集する場合は受託者の了解を得るものとする。

2.16 その他

- (1) 作業上必要な会議は適宜行うことができることとする。
- (2) 受託者は、作業の工程において確認事項がある場合、書面にて委託者に提出し確認を行うことができることとする。
- (3) 受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに委託者に報告すること。

(4) 作業責任者及び主任技術者は、委託者からの変更要望又は委託者の承認がない限り、変更できないこととする。

3. 業務内容

3.1 定義

本仕様書で使用する語句を以下のとおり定義する。

・取材先

動画の制作のため取材する個人、団体等

(例)市の関係部署、公民館、図書館、ふれあいセンター、幼稚園、保育園、児童館、大学、企業、地域団体等及びその関係者

3.2 前提条件

本業務の前提条件は以下のとおりとする。

(1) 縦型短編動画の制作

- ・本業務では、岡山市の施策を紹介する縦型短編動画を制作する。
- ・動画は契約期間内で 6 本制作する。
- ・動画の時間は、1 本あたり 60～90 秒程度とする。
- ・動画は縦型(9:16 の HD 画質)のフォーマットで制作。

(2) 使用期間

製作した動画は市の公式 SNS での公開などの用途で、委託者が無期限に使用する。

(3) タレント等の出演やキャラクター等の使用

タレントやインフルエンサー等の出演、キャラクター等の使用を行う場合は、出演者やキャラクターの制作者等の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権など、日本国の法令に基づき保護される全ての権利について考慮し、委託者が SNS 上で動画を無制限期間で公開できるように適切な手続きを行うこと。

(4) 聴覚障害者への配慮

動画の制作にあたり、障害者差別解消法及びユニバーサルデザインに配慮し、テロップのフォントサイズは視認性を重視し、コントラストの高いものを使用。字幕は全編にわたり表示すること。

(5) 連絡調整

受託者は、動画の内容その他の委託者及び関係者に承認が必要な事項について、連絡調整を行い、委託者及び関係者の承認を得ること。

(6) その他

受託者は本業務が委託者からの委託を受けた業務であることを認識し、委託者の信頼を失墜させることのないよう本業務を実施すること。

3.3 作業実施計画書

受託者は、本業務の効率的かつ円滑な遂行のため、契約締結後速やかに作業実施計画書を作成し、業務開始時会議で説明するとともに、委託者の承認を得て提出すること。なお、計画書の作成にあたっては、以下の項目について必ず記載すること。

(1) 実施方針

「3.2 前提条件」を踏まえて、動画制作にあたっての基本的考え方、コンセプト等を記載すること。

(2)実施体制

作業責任者、主任技術者の他、業務実施にあたっての取材者・技術者・連絡担当者等の役割及び緊急連絡先等を記載すること。

(3)スケジュール

委託者と受託者との会議日程や取材時期についてスケジュールを作成すること。

3.4 業務概要

本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 受託者は、動画の内容、構成等を検討し、予定台本を作成する。

(2) 受託者は動画を制作するため、適宜取材や動画の撮影を行う。

(3) 受託者は取材した情報をもとに動画の編集を行い、その内容について著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の適切な処理を行う。

(4) 受託者は制作した動画を配信用データに変換し、委託者へ提出する。

3.5 予定台本の作成等

(1) 動画のテーマ

・制作する動画のテーマは、委託者が別途指示する。

(2) 予定台本の作成等

・台本作成に向けて、受託者と委託者等による打ち合わせを行う。

・受託者は、指示のあったテーマをもとに、SNSにおける縦型短編動画の仕様(60～90 秒程度の縦長フォーマット)に最適化した台本を作成。SNSにおける動画の視聴者層に合わせた分かりやすく興味を引く台本を作成する。

・受託者はSNS動画のトレンドやアルゴリズムの変動に対応し、最適な動画内容や形式を提案すること。

・動画の撮影を行う前に、委託者が台本の確認を行い、受託者は適宜修正に応じること。

3.6 取材

受託者は「3.2 前提条件」に基づく動画の制作を行うために、以下のとおり撮影を行うこと。

(1)取材場所の決定

・原則としてテーマ、台本及び委託者の指示に基づき、委託者と事前に協議のうえ取材場所を決定すること。

・受託者は、必ずテーマに関連する現場を取材することとし、単にスタジオでの撮影、文字情報、その他資料の収集のみとしてはならない。

(2)取材等に関する調整

・受託者は事前に取材に必要な資料等を作成のうえ、取材の日時・場所の調整を行うこと。

(3)取材の実施

・動画の制作に必要な取材は受託者が実施すること。なお、委託者が同行する必要があると判断した場合は、委託者が取材に同行するものとする。

・受託者は取材先に負担をかけないように配慮し、肖像権その他の権利を侵害しないこと。

・受託者は取材先に本業務が委託者から受託している事業であることを伝えること。

- ・受託者は、委託者からの受託業務以外の、受託者自身の業務又は他者からの受託業務と兼ねて、本業務の取材を行ってはならない。

(4)取材先への著作権等の説明・承諾

受託者は、取材先に対し以下について説明し、あらかじめ承諾を得ておくこと。

- ・取材を基に作成した動画は、市の公式SNSアカウントで配信すること。
- ・取材内容が使用されない場合があること。
- ・委託者(委託者から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者を含む。)は、本業務で作成された動画コンテンツを、無償で岡山市公式ウェブサイト、岡山市公式SNSアカウント、印刷物、講演・講習等により、公表(公開、配布)することができること。

3.7 編集

受託者は「3.2 前提条件」に基づき、動画の編集を以下のとおり行うこと。

(1)編集

- ① 受託者は、「3.6 取材」で得た情報、映像等をもとに動画の編集を行うこと。
- ② 受託者は編集した動画を委託者及び関係者に確認するため、第一編集版のラフ映像を提出すること。視聴した結果、委託者から修正を指示された場合は、再編集し修正すること。
- ③ 受託者は、編集した動画の内容について著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の適切な処理を行い、納品までに確認すること。
- ④ 受託者は、編集した動画を MP4 形式で委託者へ1部提出すること。データの受け渡し方法は市と協議し決定する。

3.8 広告による展開

上記 1 の業務目的を達成するため、SNSの広告機能を使用して動画の拡散を行うこと。この業務の実施については、委託者と協議の上進めること。

- (1) 掲載するSNS媒体は、委託者と協議し過去の視聴回数などを考慮のうえ契約期間内で変更する場合がある。
- (2) 配信ターゲット(年齢層、地域、関心分野など)を市と協議の上設定し、委託費用のうち動画 1 本あたり 20 万円を広告費用に充てること。
- (3) 広告等の表示回数・クリック数・スキップ数、動画の視聴回数、視聴者の属性(年齢、地域、特性等)、流入経路等を分析し、効果測定・分析を行い報告すること。

4. 成果品

4.1 完了検査

受託者は、業務完了後、委託者の定める業務完了届を提出し委託者の検査を受けるものとする。

4.2 成果品の帰属・著作権等

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、以下のとおりとする。

- (1) 委託者は、委託の目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、受託者が承諾した場合には、当該委託の目的物を使用又は複製し、また、「2.7 秘密の保持」の規定にかかわらず当該委託の目的物の内容を公表することができる。
- (2) 受託者は、委託の目的物が、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の

法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益を侵害するものでないことを保証する。

- (3)委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

4.3 成果品の契約不適合責任

- (1)納品の後、成果品が契約の内容に適合しない場合は、委託者の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うこと。
 (2)成果品の納品後1年を契約不適合責任期間とし、この期間内に契約の内容に適合しないことが判明した場合は、委託者の指示に基づき受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正すること。

4.4 提出成果品及び提出期限

提出成果品及び提出期限は次のとおりとする。

- (1) 契約締結後に提出するもの

提出成果品	提出期限	参照
・作業実施計画書	契約締結後速やかに	3.3 作業実施計画書

- (2) 動画ごとに随時提出するもの

提出成果品	提出期限	参照
・予定台本	取材前	3.5 予定台本の作成等(2)
・動画(MP4形式)	納品時	3.7 編集
・広告結果分析報告書	広告配信終了後速やかに	3.8 広告による展開

- (3) 業務完了後に提出するもの

提出成果品	提出期限	参照
・委託業務完了届	業務完了後速やかに	4.1 完了検査

4.5 提出成果品の納品方法

成果品の納品は、次のとおりとする。

- (1) 規格・数量・期限等

冊子等で提出する成果品は、原則として日本工業規格 A 列4版(一部 A 列3版可)にて作成すること。提出部数は各1部とする。

電子データで提出する成果品は、市と協議の上受け渡しの方法を決定すること。

本業務の成果品は、決められた期日までに納品すること。定めのない場合は、令和8年3月31日までに納品すること。その運搬費用は受託者が負担するものとする。

- (2) ウィルスチェック

電子媒体によるデータ納品についてはすべてウィルス対策ソフトにて検査したうえで納品すること。納品物がウィルスに感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復、その他賠償等について対応すること。

5. 支払方法

業務完了後支払いとする。